平成２３年（フ）第１４６７号
京都市伏見区向島庚申町34番地　ルミエールふじ204号、前住所京都市伏見区向島庚申町56番地２
破産者　食共食品こと　谷本　正弘
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
宮崎市花ケ島町観音免952番地26
破産者　松浦　建一
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６１号
宮城県栗原市若柳字川南八木141番地１
破産者　鈴木　得男
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
川崎市川崎区浅田２丁目17番15号　福本荘
破産者　土田　寅二
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
愛知県半田市柊町４丁目210番地の７　メゾン・ド・フジ206号
破産者　和田　峯男
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８６号
愛知県小牧市中央６丁目214番地　シンフォニー中央301号、開始決定時の住所愛知県小牧市中央５丁目380番地１　シャトー小牧中央401号
破産者　花村　信治
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６１５号
愛知県瀬戸市萩山台８丁目４番410号
破産者　佐野　正久
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６５号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　107号棟307号室
破産者　小池　一雄
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０４号
堺市美原区真福寺126番地６
破産者　的場　圭子
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５７号
大阪府柏原市平野２丁目18番５号
破産者　中野　清子（旧姓岩峪）
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３０号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目12番24号
破産者　平岡　正紀
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
大阪府富田林市富田林町29番16号　２、開始決定時の住所大阪府富田林市東板持町１丁目13番８号
破産者　西　　典光
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
大阪府藤井寺市野中４丁目14番５号
破産者　小笠原美紀（旧姓砂川）
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６２号
神戸市東灘区住吉本町２丁目26番30号
破産者　玉田　仁志
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８号
兵庫県川西市中央町16番８号201
破産者　榎本　吉宏
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県加西市殿原町154番地の２
破産者　青山　博昭
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県加東市上三草115番地80　サンコーポラス三草１―205号
破産者　服部　結花
１　決定年月日　平成24年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部